

物品調達に係る東備地域事務所オープンカウンター説明書

岡山県備前県民局東備地域事務所では、予定価格（購入予定総額）が一定額以下の物品等の調達（単価契約を含む）については、見積りを依頼する相手方をあらかじめ特定せず、見積案件を公開し、参加を希望する者（以下「見積参加者」という。）からの見積書提出により受注者を決定する方法（以下「オープンカウンター」という。）を採用し、公平性・透明性を高めるとともに、受注意欲のある者への機会均等を図っています。

この説明書は、オープンカウンターの見積参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。見積参加者は、見積依頼票兼物品発注票及び本説明書を熟読し、承諾の上で見積りを行わなければなりません。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、見積依頼票兼物品発注票に示す者に説明を求めることができます。ただし、見積書の提出後、当該仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

1 対象となる物件

予定価格（購入予定総額）が300万円以下の消耗品・備品等の物品（単価契約を含む）、印刷物の購入契約で、オープンカウンターを採用することが効果的であると認められる物件を対象とします。

2 オープンカウンターに付する事項

見積依頼票兼物品発注票に示すとおりとします。

3 見積参加者に必要な資格

オープンカウンター参加者は、見積案件の公開日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしている者であることとします。

- ① 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）第8条第2項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に物品の売買、修理等の業務種目で登録されていること。
- ② 入札参加資格者名簿に登載してある住所が県内であること。
- ③ 審査要領第10条第1項の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けていないこと。
- ④ 岡山県物品の売買、修理及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領の規定による入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けていないこと。

4 調達案件の公開等

契約担当者は、オープンカウンターを実施するときは、案件ごとに調達番号を付して随時提示するものとします。

① 提示日時は、原則として次のとおりとします。なお、事情により変更する場合がありますが、その時は提示場所において変更内容を通知するものとします。

ア 定期分

別紙カレンダーのとおりとします。

(原則、毎月第1・3水曜日15時から翌々日の金曜日12時まで)

イ 不定期分

調達案件があれば、随時提示します。

② 提示場所は、①ア、イともに東備地域総務課（以下「総務課」という。）内、及び備前県民局東備地域事務所ホームページ上とします。なお、総務課内での閲覧は、執務時間中に限ります。

③ 印刷・製本等、見積書作成にあたり現物（原稿）確認が必要な旨が「見積依頼票兼物品発注票」「仕様書」等に記載されている場合は、総務課内で現物（原稿）を確認した上で、見積書を作成してください。

5 見積方法

見積参加者は、提出期限までに見積書を直接持参または郵送（宅配便を含む）により総務課に提出してください。期限までに原本が総務課に到着したもののみ有効とします。電話、電子メール、FAX等による見積りは認めません。また、郵便事情等により期限までに見積書不着の場合の一切の責任は負いません。

① 見積書提出方法

見積書は、直接持参の場合、総務課「オープンカウンターコーナー」に「入札箱」を設置しますので、それに見積書を投入してください。

郵送等による場合は、封筒表側に「岡山県備前県民局東備地域総務課行○月○日公開オープンカウンター見積書在中」と明記してください。

《見積書提出場所》

岡山県備前県民局地域政策部東備地域総務課

(〒709-0492 和気郡和気町和気487-2 岡山県東備地域事務所2階)

② 提出期限は、見積依頼票兼物品発注票に示すとおりとします。

③ 見積参加者は、次の各号に掲げる事項を記載した見積書を提出してください。

なお、見積書のあて先は、「岡山県備前県民局長」としてください。

ア 見積年月日

イ 調達番号

ウ 物品名、規格

エ 数量（単価契約分は不要）

オ 見積単価、見積額

カ 見積参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号及び代表者の氏名）

キ 代表者印（岡山県との契約締結、代金の請求等に使用する印鑑として届けているものをいう。以下同じ。）の押印（発行責任者及び担当者の職氏名、連絡先の記載のあるものを除く）

ク 電話番号

- ④ 見積金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税及び見積依頼票兼物品発注票に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とします。

また、見積参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者である場合は、消費税及び地方消費税を外税方式で明示してください。免税事業者である場合は、見積書提出時までに免税事業者である旨の届出を提出しなければなりません。ただし、届出が既に提出されているため、必要がないと認められた場合は、この限りではありません。

- ⑤ 見積参加者は、1つの見積依頼票兼物品発注票に示した物品すべてを見積らなければなりません。
- ⑥ 見積参加者は、原則として見積依頼票兼物品発注票に示した規格の物品を見積らなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

ア 見積依頼票兼物品発注票に同等品での見積りを認める旨が記載されている場合で、要求課の承認を得て、同等品を見積るとき

イ 見積依頼票兼物品発注票に仕様書及び参考規格（機種）を示している場合で、要求課の承認を得て、参考規格以外の物品を見積るとき

ウ 見積依頼票兼物品発注票に示した規格の商品が生産終了となっている場合で、要求課の承認を得て、同一メーカーの後継商品を見積るとき

エ 見積依頼票兼物品発注票に仕様書のみを掲示している場合で、仕様を満たす物品を見積るとき

- ⑦ 見積参加者は⑥アからウの規定により要求課の承認を得て見積るときは、承認を受けた後速やかに総務課にその旨連絡しなければなりません。また、見積書には、実際に見積る物品の規格、承認を受けた年月日、承認した要求課の担当者名を記載しなければなりません。

- ⑧ ⑥エの場合で、発注後に仕様を満たされていないことが判明したときは、仕様書に瑕疵がない限り、一切の責任が受注者に帰属します。

- ⑨ 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず代表者印を押印しなければなりません。ただし、金額の訂正はできません。

- ⑩ 見積参加者は、その提出した見積書の引換え、変更及び取消しをすることができません。

6 見積り合わせ

見積り合わせは、見積提出期限後に契約担当者で行います。この時、見積参加者に立ち会いを求めません。

見積り合わせをした場合において、予定価格以下の見積りがないとき、または見積書提出期限までに見積書の提出がないときは不調とします。この場合、再度オープンカウンターに付するか、案件によっては契約担当者が別途指定した者へ見積り合わせを依頼し、見積り合わせ等を行うことがあります。

7 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

- ① 参加資格のない者が見積ったもの
- ② 同一事項について二以上の見積りをした者が見積書全部
- ③ 見積参加者が協定して見積ったもの
- ④ 見積参加者に求められている義務を履行しなかった者の提出したもの
- ⑤ 見積依頼票兼物品発注票に複数の物品を示している場合で、その一部に見積もっていないもの
- ⑥ 物品名及び金額のないもの
- ⑦ 金額を訂正したもの
- ⑧ 見積参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号及び代表者の氏名）の記載のないもの
- ⑨ 代表者の記名押印のないもの（発行責任者及び担当者の職氏名、連絡先の記載のあるものを除く）
- ⑩ 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- ⑪ 見積依頼票兼物品発注票において示した見積書の提出期限までに到達しなかったもの
- ⑫ その他見積りに関する条件に違反したもの

8 落札者の決定及び通知方法

- ① 原則、別紙カレンダーにより該当金曜日の12時以後に開札し、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積りを行った者を落札者とします。
- ② 落札となるべき同価の見積りをした者が二者以上あるときは、当該見積書にクジを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、クジを引かない者がいるときは、当該調達事務に関係のない職員がこれに代わってクジを引き、落札者を決定するものとします。
- ③ 原則、開札日の17時までに落札業者へ電話連絡による発注を行います。（なお、応札者、応札金額の問い合わせは、その案件に見積書の提出を行った業者だけに口頭で回答します。見積書の閲覧は開示請求によることとします。）

9 契約保証金

契約保証金は免除とします。ただし、契約金額総額が200万円以上の案件（単価契約を含む。）については、岡山県財務規則第153条及び第155条の規定によることとします。

10 契約の締結

- ① 契約金額が200万円未満の契約をするときは、契約書の作成は省略しますが、当該契約について必要な事項を記載した請書を徴することとします。

- ② ①に関わらず、契約金額が100万円未満の契約をするとき、又は契約の性質若しくは目的により契約当事者が請書を徴する必要がないと認めるときは、これを省略することができます。（単価契約分を除く）
- ③ 契約書を作成する契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければなりません。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなします。

11 見積参加者に求められる義務

見積参加者は、見積依頼票兼物品発注票において求められた要件があるときは、指定した期限までに履行しなければなりません。

12 納品及び検査

- ① 契約の相手方は、見積依頼票兼物品発注票において指定した期限までに、指定された場所に物件を納入しなければなりません。
- ② 物件を納入したときは、検査を受け、検査に合格した後、引渡しを行わなければなりません。

13 見積りの参加制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、以後の一定期間、その者を見積りに参加させないことがあります。

- ② 見積りに関し、不正又は不誠実な行為が認められたとき
- ③ 落札決定後、正当な理由がなく契約を締結しないとき
- ④ 正当な理由がなく契約を履行しないとき
- ⑤ その他契約当事者が不相当と認めたとき

14 履行の遅延

- ① 契約者が期限内にその義務を履行できないため履行期限の延長を求めたときは、契約当事者は履行期限の延長を承認することができます。
- ② ①の規定により履行期限の延長を承認した場合は、契約者の責めに帰することのできない事由による場合を除き、別途定める規定によることとします。

15 その他

- ① 見積参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要したすべての費用は、当該見積参加者又は当該契約の相手方が負担するものとします。
- ② 契約当事者は、本件調達の契約の相手方を決定するために必要な場合は、見積参加者に追加資料を求めることができるものとします。
- ③ 契約の相手方は、請書を提出しない場合においても、契約条項を承諾の上、確実に履行しなければなりません。
- ④ 岡山県備前県民局東備地域事務所から提供を受けた文書、電子データ等（この説明書を含む。）について、本件の調達以外の目的に使用してはなりません。

- ⑥ 本件調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ⑦ 都合により見積りを中止することがあります。
- ⑧ 物品の種類、納期等の関係で、オープンカウンターに付さない案件があります。
- ⑨ この説明書に定めのない事項は、地方自治法及び岡山県財務規則の規定によります。

附則 この説明書は令和7年4月15日から施行します。